

# 安心できる貸し借りで農地の活用を図りましょう

本市の農業の実態をみると、農家は兼業化が進み、働き手がないとか、後継者がいないなどの理由から農業から離れる傾向が強くなっています。また水田転作などから荒し作りや不作付地も増えています。

一方、今後とも農業で生活していくことを熱心に取り組み、経営規模の拡大を強く望んでいます。

安心して農地の貸し借りができる仕組みを確立しています。

題にしておいた方がました。という言い分になり、借りる側は“借りたはいいが、不当に地代を要求されると困るので借りたくない”という言い分を持ち、両者ともに相容れない深い不信の渦がさか巻く状態になりました。

しかし、昭和五十五年に入

タードした農用地利用増進法

を適用すると、このようなゴ

タゴタした問題を起こさず

安心して農地の貸借が行えま

す。

農用地利用増進法では、地

域ぐるみで農用地の利用改善

を進めるため、“安心して農

地の貸し借りができる”

仕組みを確立しています。

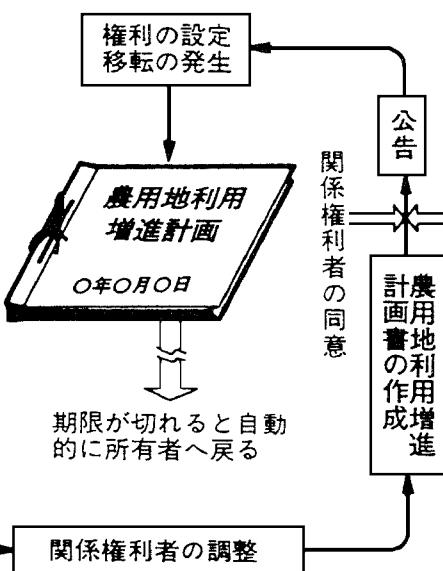
## 流動化奨励金の金額

(10 a 当り)

対象地	期間	金額
農地	3年～6年未満	10,000円
	6年以上	20,000円
採草放牧地・未墾地	3年～6年未満	2,000円
	6年以上	4,000円
農地の期間借地	3年～6年未満	5,000円
	6年以上	10,000円

貸したい人・借りたい人の申し込み

### 〔農用地利用増進計画作成の手順〕



- (1) 事業をおし進めるうえで、いくつかの特典ともいえることがらを規定しています。
- (2) 農地の貸し借りで、この制度を利用する場合に限り農地法三条の許可是必要としません。
- (3) 農地を貸しても、期間がくれば確実に返してもらえます。
- (4) 農地を返してもらうときは離作料の支払いの必要はありません。
- この事業を円滑に推進するため、農地を貸すと、貸し手に奨励金が交付されます。
- 市役所農林課又は農業委員会にお問い合わせください。
- 内線二二三・二七八